

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

人事

経労委報告が6年ぶり賃上げ容認 経団連、収益改善でベアにも前向き

日本経団連の2014年春闘で経営側の交渉指針となる「経営労働政策委員会報告」(経労委)によると、賃金引き上げについて「ここ数年と異なる対応も選択肢」と積極的な検討を示唆した。

結論は、賃上げには「多様な対応が考えられる」と表現して事実上容認した。

これには労使ともに、経団連の変化に戸惑った。昨年暮れの政労使の3者会議で安倍総理は賃金引き上げを懇請したが、労使の受け止め方は冷やかだった。それが、経労委報告でベアも含む賃上げに前向きな姿勢を打ち出すのは、08年報告以来6年ぶりのことである。

報告書は企業の経営環境は安倍政権の経済政策で劇的に変化し、収益の改善が進んでいると総括。08年のリーマン・ショック後の厳しい経営環境の中で定期昇給凍結の可能性まで示唆してきた過去の暗い報告から激変した。

連合方針は定期昇給(約2%)を実施したうえで、ベア1%以上を求める。ポイントは一時金増額だけでなく、ベアを実施する企業がどこまで広がるかが焦点で、今月末~2月上旬には大勢が決まる見込み。

安倍政権にも、4月の消費増税後の景気の腰折れを回避するため経済界に積極的な賃上げを望んだ。このため今回の経労委報告は「わが国経済の好循環実現が必要との認識を踏まえ、労使交渉に臨む」と強調するなど、政府の取り組みと歩調を合わせることに力点が置かれた。

税務会計

ゴルフ会員権売却の損益通算が不可に 今年4月から適用、早めの損出しを!

ゴルフ会員権等の売却損と他の所得との損益通算がついに打ち切られる。2014年度税制改正大綱に、「譲渡損失の他の所得との損益通算及び雑損控除を適用することができない生活に通常必要でない資産の範囲に、主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を加える」ことが盛り込まれた。2014年4月1日から適用される。

現行制度では、ゴルフ会員権等を売却したときの所得は譲渡所得として事業所得や給与所得などと合わせて総合課税の対象となる。このため、譲渡損失が出た場合には、事業所得や給与所得など他の所得との損益通算ができる。所得税法では、他の所得との損益通算及び雑損控除ができないものとして、(1)競走馬その他射こう的行為の手段となる動産、(2)通常自己及び自己と生計を一にする親族が居住の用に供しない家屋で主として趣味、娯楽または保養の用に供する目的で所有するものその他主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産、(3)生活の用に供する動産で第25条の規定に該当しないもの、と具体的に列挙している。

今回の改正では、(2)の範囲に「主として趣味、娯楽、保養または鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産」を加える。具体的には、ゴルフ会員権やリゾート会員権などの動産だ。今年4月からの適用なので、あと約2カ月の短い期間しか残されていないが、もし譲渡損が出るゴルフ会員権等を所有し、利用もしていない場合には、損出しのラストチャンスとなる。

今週のキーワード

2014年
経労委報告

経労委は一昨年「ベアは論外。輸出企業などで定昇の延期・凍結も」とはねつけ、昨年は「ベア実施の余地はない。定昇見直しの記載は削除」と、一蹴した。14年は一転、▽物価の上昇傾向がさらに明確となれば、それも考慮し労使が話し合う▽業績が好調な企業は、拡大した収益を雇用拡大、賃金引き上げに振り向けることを検討▽賞与・一時金への反映のみならず、特定層の賃金水準引き上げや諸手当改定など多様な対応を講じる▽政府は社会保障給付の重点化・効率化を通じ、社会保険料増大の抑制策を講じるべきだ。